

# 令和7年第1回三朝町教育委員会定例会 日程

と き：令和7年1月22日(水) 午後2時00分～

と ころ：三朝町役場2階 第2会議室

## 1 開 会

## 2 前回議事録承認

松浦委員、塩谷委員

## 3 議事録署名委員指名

## 4 報告事項

(1) 教育総務課事業について

(2) 社会教育課事業について

(3) 図書館事業について

## 5 議 事

議案第1号 三朝町教育委員会地域貢献活動証明書交付要綱の設定について

議案第2号 三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について

議案第3号 中学校外国語指導助手の再任用について

議案第4号 町立学校教職員の処分について【非公開】

議案第5号 三朝町放課後児童クラブのあり方について(諮問)

議案第6号 三朝町教育委員会表彰について

## 6 協議事項

## 7 その他

## 8 閉 会

次回 定例会 令和7年2月 日( ) : ~ ( : 集合)

臨時会 令和7年3月13日(木) 14:00 ~



報告事項(1)

教育総務課事業について

月日	時間	内容	備考
<b>【1月】</b>			
1月6日	(月)	役場仕事始め	
1月8日	(水)	小中学校3学期始業式	
	~15日	ふれあい運動	休日を除く5日間
1月9日	(木) 9:00-	合同園長・校長会、小中校長会	
1月12日	(日) 10:00-	二十歳を祝う会	文化ホール
1月14日	(月) 10:15-	台湾土牛小付属幼稚園と賀茂保育園のオンライン交流	賀茂保育園
1月17日	(金)	中学校入学説明会	中学校
1月22日	(水) 14:00-	教育委員会定例会	
1月24日	(金) ~30日	全国学校給食週間	
1月31日	(金)	小中連携研修会	岡大：高旗教授
<b>【2月】</b>			
2月5日	(水) 9:00-	小中校長会	
2月10日	(月)	小学校入学説明会	小学校
2月25日	(火) 10:40-	多賀町オンライン交流(小学3年生)	小学校

- ・ 3月6日(木) ~ 三朝町3月定例議会(~21日(金))
- ・ 3月11日(火) 中学校卒業式
- ・ 3月13日(木) 教育委員会臨時会、臨時校長会
- ・ 3月18日(火) 小学校卒業式
- ・ 3月24日(月) 小中学校修了式

報告事項（2）

【社会教育課】 令和7年1月～2月の報告及び取組について

日 時		事 業 名 等	場 所	備 考	
1月 9日	(木)	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭指導	倉吉市内	
1月11日	(土)	14:00	東伯郡スポーツ推進委員研究大会	湯梨浜町	4名
1月12日	(日)	10:00	令和7年三朝町二十歳を祝う会	文化ホール	53名
1月14日	(火)	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
1月16日	(木)	18:00	三朝町体育協会役員会	役場	
1月17日	(金)	10:00	中部地区人権教育懇談会意見交換会	役場	
1月18日	(土)	9:00	みささ青空体験塾（雪遊び）	俵原	40名

日 時		事 業 名 等	場 所	備 考	
2月 2日	(日)		スキー・スノーボード教室	恩原高原	
2月 9日	(日)	9:00	第2回三朝町人権尊重のまちづくり集会	文化ホール	別紙①
2月14日	(金)	13:30	人権教育講座（破戒）	文化ホール	
			日本遺産の日関連イベント	京都府	～15日
2月15日	(土)		文化財庭園フォーラム	岡山県	～16日
2月19日	(水)	13:30	第4回学校運営協議会	小学校	
2月20日	(木)	14:00	倉吉地区少年補導センター評議員会	倉吉市内	

フロアーイベント

《展示》

人権パネル・人権絵本

ホールイベント

8:30 開 場

9:00 開 会 行 事

9:20 実 践 発 表

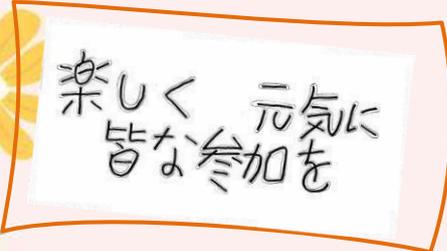
中学生人権作文・プレゼン

人権朗読

10:20 人権講演会～テーマ「同和問題」

講師 坂田かおりさん

11:50 閉 会 行 事



# 第2回 三朝町人権尊重のまちづくり集会

～人々の多様性を尊重する差別のない社会を子どもたちへ～



## 令和7年2月9日(日) 9:00-12:00 三朝町総合文化ホール 2階 大ホール

### 人権講演会

《演題》「当たり前」のことを「当たり前」に ～ 部落差別について考える ～

《講師》 部落解放同盟 鳥取県連合会 女性部副部長 坂田かおりさん

#### 《プロフィール》

##### ◆ 経 歴

高校では「高校生友の会」のリーダーとして活動。2002年、自分が受けた差別発言を機に「黙っていても差別はなくなる」と気づき、自らが啓発することを決意。米子市生活相談員として市内同和地区住民の生活相談に従事。その他、講演活動・DVD出演などの活動を展開中

他に、令和4年、レインボー・ツリー(子ども・みんなの食堂)スタート

##### ◆ 作品 (DVD出演)

- 「母娘で問うた部落差別」 部落の心を伝えたいシリーズ 第13巻
- 「つながる力の向こう側」 部落の心を伝えたいシリーズ 第43巻 他



お問合せ：三朝町社会教育課  
 主催：三朝町人権尊重のまちづくり集会実行委員会  
 共催：三朝町/三朝町教育委員会/同人権教育推進協議会  
 TEL 0858-43-3518 FAX 43-0647



## 議案第 1 号

### 三朝町教育委員会地域貢献活動証明書交付要綱の設定について

次のとおり三朝町教育委員会地域貢献活動証明書交付要綱を設定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 22 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

#### 【設定の理由】

三朝町教育委員会並びに三朝中学校では、生徒の地域参画を目的に、生徒の地域貢献活動（ボランティア活動）を推進しており、高等学校入学試験の「特色入学選抜」においてもボランティア活動の実績を証明する書類提出が求められる場合がある。

しかし、本町教育委員会では証明書交付要綱が設定されておらず、これらの依頼には任意様式で対応してきた経緯がある。

今後、地域貢献活動のさらなる推進を目指していることに加え、証明書発行のニーズが多いことから、本要綱を設定する。

#### 【設定の概要】

本町教育委員会及び町内教育関係団体が実施する事業、イベント等の地域貢献活動に対し、活動従事者から申請があった場合に地域貢献活動証明書を交付するための手続きについて定める。

#### 【施行期日】

公布の日

## 三朝町教育委員会地域貢献活動証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び三朝町内教育関係団体（以下「関係団体」という。）が実施する事業、イベント等の活動に対して、地域貢献活動従事者から申請があった場合、「地域貢献活動証明書（様式第1号、以下「証明書」という。）」を交付する。

(定義)

第2条 第1条に掲げる地域貢献活動とは、自発的な意志に基づき、無償で他人や社会に貢献する活動をいう。

2 関係団体とは、三朝町内において次のいずれかの活動を主たる目的とし、当該団体の活動に教育委員会が参画している団体をいう。

- (1) 地域住民を対象とした学習会や講座の企画・運営
- (2) 青少年育成活動
- (3) 地域文化や伝統の保存・普及
- (4) スポーツや健康づくり活動
- (5) 地域福祉やボランティア活動
- (6) その他教育委員会が教育に関係すると認める活動

(証明できる活動)

第3条 教育委員会が証明できる活動は、次のとおりである。

- (1) 教育委員会主催事業の地域貢献活動
- (2) 関係団体主催イベントの地域貢献活動

(申請期限)

第4条 申請できる日は、申請対象の地域貢献活動日から1年以内とする。

(申請の手続き)

第5条 申請者は、地域貢献活動証明申請書（様式第2号）により、教育委員会に申請する。ただし、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒にあつては、学校長が代理申請することができる。

2 申請内容に不備がない場合、教育委員会は証明書を交付する。

(交付費用)

第6条 交付手数料は、無料とする。

(証明書の交付枚数)

第7条 一つの申請で交付できる証明書は、5枚までとする。

(再交付)

第8条 証明書の再交付が必要な場合、改めて第5条第1項で定める手続きを行うものとする。ただし、申請期限は第4条のとおりとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

## 地域貢献活動証明書

【証明対象者】

所属名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者が以下の地域貢献活動を無償で実施したことを証明します。

1 事業名等 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

2 活動日時 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

3 活動場所 \_\_\_\_\_

4 活動内容 \_\_\_\_\_

証明日 年 月 日

三朝町教育委員会

教育長

Ⓜ

## 地域貢献活動証明申請書

年 月 日

三朝町教育委員会教育長 様

申請者氏名  
(代理申請者氏名)

三朝町教育委員会地域貢献活動証明書交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

### 1 証明対象者

住 所	〒
電 話 番 号	
所 属 名	
氏 名	

### 2 証明内容

事 業 名	
主 催 者 名	
活 動 日 時	
活 動 場 所	
活 動 内 容	
申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 受験 <input type="checkbox"/> 学校の単位取得 <input type="checkbox"/> 奨学金申請 <input type="checkbox"/> 就職活動 <input type="checkbox"/> その他 ( )

上記内容に相違ありません。(「団体名・代表者氏名」「連絡先」は、団体の方が御記入ください。内容確認のため、連絡させていただく場合があります。)

団体名・代表者氏名	
連 絡 先	

## 議案第 2 号

### 三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について

次のとおり三朝町立小・中学校管理規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 22 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

#### 【改正の理由】

各学校の長期休業の設定が現行の規定と合わないことに伴い、当該部分を改正する。

#### 【改正の概要】

夏季休業日及び冬季休業日を、校長が定める期間とする。

#### 【施行期日】

公布の日

三朝町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

三朝町立小・中学校管理規則（平成12年三朝町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業日)</p> <p>第7条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から<u>4月15日</u>までの間において校長が定める日</p> <p>(4) 夏季休業日及び冬季休業日 <u>校長が定める期間（総日数は第6号の規定による休業日の日数を含め57日以内とする。）</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2 校長は、前項第3号から第6号までの規定による休業日を、教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>(休業日)</p> <p>第7条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から<u>4月10日</u>までの間において校長が定める日</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>7月20日から9月20日</u>までの間において校長が定める期間</p> <p>(5) <u>冬季休業日 12月20日から翌年1月20日</u>までの間において校長が定める期間</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2 校長は、前項第3号から第7号までの規定による休業日を、教育委員会に届け出なければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 議案第3号

### 中学校外国語指導助手の再任用について

次のとおり中学校外国語指導助手の再任用について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和7年1月22日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

- 1 再任用者 ガルシア ジョナス
- 2 再任期間 令和7年8月1日から令和8年7月31日まで  
※令和4年度から着任（4年目）  
現任期間：令和6年8月1日～令和7年7月31日

#### 《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 3 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

## 議案第 4 号

### 町立学校教職員の処分について

次のとおり町立学校教職員の処分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 7 年 1 月 22 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

## 議案第5号

### 三朝町放課後児童クラブのあり方について（諮問）

次のとおり三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会へ諮問することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和45年教委規則第4号）第2条第1号の規定に基づき、本委員会の承認を求める。

令和7年1月22日提出

三朝町教育委員会教育長 西田寛司

#### 1 諮問の相手方

三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会 委員長

#### 2 諮問理由

多様化する放課後児童対策への対応や進むべき方向性、運営体制等を含めた放課後児童クラブのあり方を検討するに当たり、三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、諮問するもの。

#### 3 諮問内容

別紙のとおり

#### 4 その他

当該検討委員会の設置については、令和7年2月中下旬を予定。

#### 《参考》

○町長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規程

（教育委員会への事務委任）

第2条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条の2の規定に基づき、その権限に属する次の事務を三朝町教育委員会に委任する。

（1）～（5） 略

（6） 学童クラブに関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（1） 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

以下 略

○三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会設置要綱

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を教育長に答申するものとする。

- (1) 放課後児童クラブの運営のあり方に関する事項
- (2) その他放課後児童の健全育成に関する事項

## 諮 問（案）

次の事項について、三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、諮問します。

「三朝町放課後児童クラブのあり方について」

令和7年2月 日

三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会  
委員長 様

三朝町教育委員会

### 【諮問理由】

本町では、少子化や核家族化の進行、家庭と地域とのつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、子どもや家庭をとりまく環境が大きく変化している中、小学校統合前の3つの小学校（東・西・南）区域に各学童クラブが開設され、放課後児童の安心安全な居場所づくりの確保に努めてきました。

しかしながら、共働き世帯の増加や放課後児童の安心安全な居場所確保を必要とする保護者の増加に伴い、施設環境の改善や指導員の質の向上が求められる中、平成31年4月には小学校が統合し、令和6年秋には小学校の新校舎が供用開始となるなど、児童の放課後環境は大きな変化を迎えることとなりました。

さらには、現代社会における子どもの生活実態などの変化に伴い、子どもの成長に必要な要素とされる「異年齢の集団を含む仲間」、「自由で自主的な子どもの時間」、「安全に自由に遊べる空間」、いわゆる3間の減少などが危惧されており、国においても、「新・放課後子ども総合プラン」の終了後も「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、引き続き継続的かつ計画的な取組を推進するよう示されています。

このような中、本町の実情と向き合いながら、多様化する放課後児童対策への対応や進むべき方向性、運営体制等を含めた放課後児童クラブのあり方について御審議いただくよう貴委員会へ諮問します。

以上

## 議案第 6 号

### 三朝町教育委員会表彰について

次のとおり三朝町教育委員会表彰における被表彰者の決定について、三朝町教育委員会表彰規程（平成 25 年教委訓令第 1 号）第 4 条の規定により、本委員会の承認を求める。

令和 7 年 1 月 22 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○三朝町教育委員会表彰規程  
(表彰対象者)

第 2 条 表彰の対象者は、学校教育、社会教育、文化芸術等の分野で顕著な成績を収めた次に掲げる個人又は団体とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める学校（町内に存する学校に限る。）に在学する者又は当該者が属する団体。
- (2) 本町に現に住所を有し、学校教育法第 1 条に定める学校に在学する者又は当該者が属する団体。
- (3) その他三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に認めた個人又は団体。

2 前項の規定にかかわらず、三朝町表彰条例（昭和 29 年三朝町条例第 52 号）の規定による表彰を受け、又は受ける予定である個人又は団体は、表彰の対象者としな

(表彰候補者の推薦)

第 3 条 学校の長は、前条の表彰の対象者に該当すると認められる個人又は団体がある場合は、教育委員会に当該個人又は団体を三朝町教育委員会表彰候補者として推薦することができる。

2 前項の規定による推薦は、教育委員会が別に定める日までに行わなければならない。

(被表彰者の決定)

第 4 条 教育委員会は、前条第 1 項の規定により推薦のあった個人若しくは団体又は教育委員会が第 2 条第 1 項の表彰の対象者に該当すると認める個人若しくは団体のうちから、別に定める基準を満たす個人又は団体を被表彰者として決定するものとする。

## 【資料：令和6年度三朝町教育委員会表彰 被表彰候補者一覧】

No.	区分	該当要件	被推薦者	大会名・功績内容	主催等	備考
1	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	倉吉総合産業高校 2年 河原 虎白	令和6年6月7日～9日 第12回中国高等学校カヌースプリント選手権大会 男子カナディアンフォア <b>準優勝</b>	中国高等学校体育連盟 他	
2	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	鳥取城北高校 2年 牧田 唯花	令和6年9月7日～8日 皇后杯JFA第46回全日本女子サッカー選手権大会 中国地域予選会 兼 第39回中国女子サッカー選手権大会 <b>準優勝</b>	(一社)中国サッカー協会	
3	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	倉吉東高校 3年 竹部 槇馬	令和6年6月14日～16日 第77回中国高等学校陸上競技対校選手権大会 男子5000mW <b>第6位</b>	中国陸上競技協会 中国高等学校体育連盟 他	
4	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	倉吉東高校 3年 矢吹 駿裕	令和6年6月14日～16日 第77回中国高等学校陸上競技対校選手権大会 男子1500m <b>第7位</b>	中国陸上競技協会 中国高等学校体育連盟 他	
5	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	倉吉東高校 3年 藤井 はる	令和6年6月14日～16日 第77回中国高等学校陸上競技対校選手権大会 女子ハンマー投 <b>第7位</b>	中国陸上競技協会 中国高等学校体育連盟 他	
6	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	三朝中学校 3年 川北 煌晟	令和6年8月8日～9日 第58回中国中学校陸上競技選手権大会 男子走幅跳 <b>第4位</b>	中国陸上競技協会 中国中学校体育連盟 他	【その他功績】 ・第50回鳥取県中学校総体 走幅跳 優勝 ・第70回中学通信陸上鳥取県大会 走幅跳 優勝 ・第35回会長杯陸上競技大会 走幅跳、三段跳 優勝
7	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	倉吉東高校 3年 矢木 翔太郎	令和6年5月25日～27日 第59回鳥取県高等学校総合体育大会陸上競技 男子八種競技 <b>優勝</b>	鳥取県高等学校体育連盟	
8	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝中学校 2年 御船 花帆	令和6年12月15日 令和6年度JOCジュニアオリンピックカップ 文部科学大臣旗 未来くん杯 第19回全国中学生空手道選抜大会鳥取県選考会 2年生女子形競技 <b>優勝</b>	鳥取県空手道連盟	【その他功績】 ・第32回全国中学生空手道 選手権大会 鳥取県代表選考会 女子形競技 優勝 ・第20回鳥取県中学生空手道 選手権大会 女子形競技 優勝
9	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝中学校 1年 谷本 想太郎	令和6年7月6日～7日 第70回中学通信陸上競技鳥取県大会 中学1年男子100m <b>優勝</b>	(公財)日本陸上競技連盟 (公財)日本中学校体育連盟	
10	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝中学校 1年 竹部 颯華	令和6年8月24日～25日 第55回ジュニア選手権大会 兼 第55回U16陸上競技大会 U16女子三段跳 <b>優勝</b>	(一財)鳥取陸上競技協会	県記録タイ 県代表としてU16全国大会出場
11	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝小学校 3年 御船 大翔	令和6年5月5日 鳥取県小学生空手道選手権大会 小学3年男子形競技 <b>優勝</b>	鳥取県空手道連盟	
12	文化等	表彰基準 第1項 (3)	三朝小学校 4年 佐々木 陽真	令和6年12月17日受賞 第60回「わかば」作文・図画コンクール 作文の部 <b>鳥取県知事賞</b>	JA鳥取県中央会	県大会優勝に相当
13	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝中学校 軟式野球部	令和6年7月23日 第50回鳥取県中学校総合体育大会軟式野球の部 <b>優勝</b>	鳥取県中学校体育連盟	平成元年（第15回）大会以来、 35年ぶり2回目の優勝
14	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝・北条野球 スポーツ少年団	令和6年6月29日～30日 令和6年度鳥取県スポーツ少年団軟式野球交流大会 <b>優勝</b>	(公財)鳥取県スポーツ協会 鳥取県スポーツ少年団	全国スポーツ少年団軟式野球交流 大会に鳥取県代表として出場
15	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	チーム三朝 ファイターズ (ドッジボール スポーツ少年団)	令和6年7月28日 第33回全日本ドッジボール選手権鳥取県大会 兼 第29回夏の鳥取県ドッジボール選手権大会 <b>優勝</b>	鳥取県ドッジボール協会 (一社)日本ドッジボール協会	第33回全日本ドッジボール選手権 大会に鳥取県代表として出場

別紙（議案第6号関係）

【参考資料：令和6年度三朝町スポーツ、文化芸術に対する表彰（顕彰） 被表彰候補者一覧】

No.	区分	該当要件	被推薦者	大会名・功績内容	主催等	備考
1	スポーツ	表彰要項 第3条第1項 第4号	倉吉西高校 3年 福田 桜穂	令和6年11月2日～3日 EAST ASIAN DODGEBALL CHAMPIONSHIPS 2024 女子の部 <b>準優勝</b>	World Dodgeball Association Asian Dodgeball Federation	
2	スポーツ	表彰要項 第3条第1項 第1号	倉吉西高校 2年 吉田 奏太	令和6年7月28日 令和6年度全国高等学校総合体育大会 自転車競技大会 男子ポイント・レース <b>優勝</b>	(公財)全国高等学校体育連盟 他	
3	スポーツ	表彰要項 第3条第1項 第1号	倉吉西高校 2年 木村 蕾太	令和6年8月3日～6日 令和6年度全国高等学校総合体育大会 弓道競技大会 男子団体 <b>第4位</b>	(公財)全国高等学校体育連盟 他	
4	スポーツ	表彰要項 第3条第1項 第1号	倉吉東高校 2年 北川 ひかり	令和6年10月13日 第78回国民スポーツ大会SAGA2024 スポーツクライミング競技 少年女子ボルダー <b>第8位</b>	(公財)日本スポーツ協会 文部科学省 佐賀県	
5	スポーツ	表彰要項 第3条第1項 第2号	米子工業高等専門学校 2年 小谷 寛太郎	令和6年7月6日～7日 第60回中国地区高等専門学校体育大会 バスケットボール競技 男子 <b>優勝</b>	呉工業高等専門学校 【共催】 中国地区高等専門学校体育連盟 他 中国地区内高等専門学校	
6	スポーツ	表彰要項 第3条第1項 第2号	倉吉西高校 2年 川原 潤平	令和6年11月15日～17日 第32回中国高等学校弓道新人大会 男子団体 <b>優勝</b>	中国地域弓道連合会 中国高等学校体育連盟 他	
7	スポーツ	表彰要項 第3条第1項 第2号	濱澤 佳誉	令和6年7月7日 第47回中国レディースソフトテニス大会 個人戦 <b>優勝</b>	日本レディースソフトテニス連盟	鳥取県ソフトテニス連盟 代表として出場
8	スポーツ	表彰要項 第3条第1項 第2号	吉田 芳子	令和6年7月7日 第47回中国レディースソフトテニス大会 団体戦 <b>優勝</b>	日本レディースソフトテニス連盟	令和6年5月に開催された 県予選会優勝チーム所 属、同チーム欠場者のリ ザーバーとして出場 (選手名簿未記載)
9	スポーツ	表彰要項 第3条第1項 第2号	前田 香織	令和6年7月7日 第47回中国レディースソフトテニス大会 団体戦 <b>優勝</b>	日本レディースソフトテニス連盟	令和6年5月に開催された 県予選会優勝チーム所 属、選手名簿には旧姓で 記載